

■小山市立図書館設置条例

昭和 53 年 3 月 15 日

条例第 5 号

(設置)

第 1 条 図書館法(昭和 25 年法律第 118 号。以下「法」という。)第 10 条の規定に基づき、小山市立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 図書館は、中央館及び分館によって構成し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 中央館

名称	位置
小山市立中央図書館	小山市城東 1 丁目 19 番 40 号

(2) 分館

名称	位置
小山市立中央図書館小山分館	小山市中央町 1 丁目 1 番 1 号
小山市立中央図書館間々田分館	小山市大字間々田 1,960 番地 1
小山市立中央図書館桑分館	小山市大字羽川 858 番地 1
小山市立中央図書館大谷分館	小山市大字横倉 499 番地 6

(図書館奉仕)

第 3 条 図書館の活動を促進するため、必要があると認めるときは、配本所等を設置することができる。

(図書館協議会)

第 4 条 法第 14 条の規定に基づき小山市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、10 人以内の委員をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者の中から小山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

6 委員は、再任されることができる。

(職員)

第 5 条 図書館に館長、司書その他の職員を置く。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 12 月 24 日条例第 26 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 24 日条例第 29 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 26 日条例第 40 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 26 日条例第 18 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 16 日条例第 14 号)

この条例は、平成 28 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 18 日条例第 11 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 30 日から施行する。